

第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」改定版（原案）の概要について

本市では、「男女共同参画社会」を実現するため、平成17年に「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を制定し、条例に基づく基本計画「城陽市男女共同参画計画（さんさんプラン）」によって施策を進めているところです。

現在の「第4次城陽市男女共同参画計画」は、令和3年度から令和12年度までの10年を計画期間とし、策定から5年後に必要な見直しを行うこととしているため改定を行うものです。

1. 城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」について

（1）目的

男女共同参画社会の実現に向けた具体的な目標や課題、施策などを示すことにより、本市が市内の事業所や市民などと協働して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とします。

（2）計画の位置づけ

- ・ 城陽市男女共同参画を進めるための条例に基づく計画です。
- ・ 市の各種関連計画、及び、国・京都府の関連計画等と整合性を図ります。
- ・ 配偶者暴力防止基本計画と女性活躍推進計画を包含しています。

（3）計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

※国内外の動向や社会情勢の変化に的確に対応するため、策定から5年後に中間見直しを行うこととしており、本改定がそれにあたるものです。

2. 計画改定に向けた現状

（1）指標項目の進捗状況

計画の進行状況を確認し、施策の取組状況を評価する指標として19の指標項目を定めています。

改善や増減が見られ、今後も目標値を目指した取組を進めています。

（2）男女共同参画に関する市民・事業所アンケート

計画改定の基礎データとして活用するとともに、今後の男女共同参画施策推進のための参考資料とする目的として、市民並びに事業所を対象とした調査を実施しました。調査結果は令和7年4月に公表しています。

①調査方法等

	市民アンケート	事業所アンケート
調査対象	城陽市に居住する 18 歳以上の方から無作為で 1,000 人を抽出	令和 3 年「経済センサス」母集団データから市内事業所 300 社を抽出
調査方法	郵送により調査票を配布及び回収もしくはインターネットによる回答	
調査期間	令和 6 年（2024 年）10 月 31 日～11 月 25 日	
回収数	396 件 うちインターネット回答 54 件	89 件 うちインターネット回答 28 件
回収率	39.6%	29.7%

②アンケート結果の概要

（市民アンケート）

- 全体的に男女の平等感は改善されておらず、男性に比べて女性のほうが平等と感じる割合が低い。また、性別役割分担意識には、ほとんどの人が否定的であるが、家事分担が女性に偏るなど、現実の行動変容は伴っていない。
- 配偶者等からのDV被害を受けた経験のある人は男女ともにみられるが、相談するほどのことではないとの認識等から、相談に至らなかつた人が多く存在する。
- 職業生活におけるジェンダー平等に強い関心があり、ジェンダー平等の啓発や教育を重要とする意識も高くなっている。

（事業所アンケート）

- 働き方改革や女性活躍推進について、ほとんどの事業所で取り組む必要性を認識しているが、仕事と育児や介護の両立支援制度の利用促進には、人員確保やコスト増大が課題となっている。
- 事業所でのハラスメント相談事例は増加傾向にあり、何らかのハラスメント対策に取り組んでいる事業所は 6 割以上になる。

男女共同参画に関する意識の高まりに比べ、現状が意識ほどには改善されておらず、男女の平等感につながっていないものと考えられます。

関心の高い、職業生活でのジェンダー平等については、育児・介護に関する施策や制度の周知を継続し、働き続けられる環境づくりに努めています。

また、DVやハラスメントは重大な人権侵害であり、啓発を継続するとともに、被害者に対しての適切な相談対応と安全確保に取り組みます。

3. 改定の内容

(1) 法改正に伴う見直し

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年（2024年）4月施行）

困難な問題を抱える女性支援の根拠法として、それまでの売春防止法に代わり、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確に規定して成立した法律

- ・ 同法に基づく市町村基本計画を包含し、「基本目標II 誰もが安全で安心できる生活の実現」に関する部分を基本計画として位置付けます。
- ・ 具体的施策 No. 35 に「困難な問題を抱える女性への支援」を追加します。

(2) 国の第6次男女共同参画基本計画（素案）に伴う変更

女性に対する暴力の根絶とされていた分野が、性別に関わらず多様な被害者が存在するとの観点から、ジェンダーに基づくあらゆる暴力への対応に変更されました。

第5次計画（現行）：「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
第6次計画（素案）：「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」

- ・ 行動目標5 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」に変更して取り組みます。

4. 今後のスケジュール

令和7年度 12月～1月	原案に対するパブリックコメントの実施
2月～3月	市議会への報告（パブリックコメント結果と計画（案）の報告）
3月	計画改定